

二月四日 才二復貨局 張務
処理部 復貨業務課 下リ
入手せるもの

遺作数につき 説明 足らふ
故に 諒解 しがたいと 二三
あり、 検討 を 要する ものと
認めらる。

す
る
資
料

()
昭和二十八年十二月

輸送艦浮島丸に関する資料

第二復員局残務處理部

一、輸送の経緯

終戦直後大湊地区に在った旧海軍軍属朝鮮人工員多数は連合軍の進駐を極度に恐れたためか帰郷の熱望を訴えて不穩の兆を示した。当時日本海軍としては既に解員手続きを完了した元工員に対して之を帰郷せしめねばならぬという義務は無かつたけれども事態の平穩な解決を欲したので特に特設運送艦浮島丸（四、七三〇GT）に彼等を便乗せしめこれを朝鮮に輸送する如く準備し昭和二十年八月二十一日朝大湊を出港した。

二、浮島丸の便乗者

同船は朝鮮人元工員二、八三八名、同民間人八九七名計三、七三五名（外に正規の手続きを経ずして殆んど乱入乗込ともいふべき者が少数あり）を収容した。

三、浮島丸が舞鶴に入港した経緯

「マニラ」に於て日本側代表者に手交された連合軍の Requirements

()

Document No.3に依り日本の全船舶は昭和二十年八月二十四日以後航行を禁止せられ、航行中の船舶は最寄りの港に入泊すべき旨指令された。

浮島丸はこれに基く中央からの命令により無通告にて舞鶴港に入港したのであるが昭和二十年八月二十四日投錨前舞鶴湾内蛇島の北方に於て連合軍の敷設した機雷に触れ、沈没するに至つた。

四 遭難死者及びこれに対する通報

(1) 朝鮮出身死没者は次の通りである。

区 分		便乗者数	死没者数	記 事
大湊海軍施設部工員		二、八三八	三六二	
民 間 人		八九七	一六二	死後一〇六は軍属とす。 残五六は十三才以下のもの。
計		三、七三五	五二四	

「註」外に便乗遺骨十九柱がある。

(参考)

固有乗員の軍人二五五名中、死没者二五名（遭難当時遺体未収容）あり、依つて死没者の合計は五四九名となる。

その中遭難当時遺体を収容せるもの一七五体、救助されて後病院に於て死没したもの七名計一八二^三柱である。

依つて船内残存遺体は三六^六体となる。

(四) 死没者に対する死没通報について

大湊海軍施設部工員三六二名、民間人四八名（協力会供給人
夫で死没時軍属工員として採用したので工員同様処理したもの）
計四一〇名に対しては昭和二十年十一月二十四日附大湊海軍施
設部長名を以て各郡守宛軍属死亡の件通報済である。

五 遭難者に対する救助加療等について

浮島丸の遭難及び其の混乱を知るや舞鶴港務部、同防備隊、同海
兵団、平海兵団及びその他舞鶴麾下艦船部隊は可動総舟艇を現地
に動員して人員救助に当り乗船者の大部（三、四〇〇名以上）を
揚収することに成功したが遂に五四九名（溺死一七五、収容後死
亡七、行方不明三六七）の死没者を生ぜしめたことは誠に遺憾で
あつた。

舞鶴鎮守府としては八月二十五日から九月二日まで現場搜索（潛
水作業も含む）並びに死体収容に努力し合計一七五の死体を揚収

した。

一方救助し得た三、二〇〇名（朝鮮人のみ外に固有乗員の軍人二、三〇名あり）以上の人員は直に平海兵団に收容すると共に負傷者に対しては医薬診療入院の萬全を尽した。

八月二十八日入院患者の外全救助者を舞鶴海軍施設部に引継ぎ同九月二日大湊海軍施設部の労務主任以下四名が到着した以後は舞鶴、大湊協力の上述給与金の配付その他人事処理に遺憾なきを期した。

爾後連合軍の進駐が極めて平穩に行なわれつゝある状況を知るや彼等は帰国の意をひるがえして自由行動に出ずる者続出し連合軍指示に依る帰鮮のための計画輸送列車（九月十七日仙崎經由三、〇〇〇名（朝鮮人のみ）の輸送計画を樹てた）に乗車したものは僅かに一、〇〇〇名内外に過ぎずその他は引続き日本に在留したか又は単独帰鮮したもののものである。

()
この輸送列車には大湊海軍施設部労務主任外係員が同乗した。

六、朝鮮側との爾後折衝状況

昭和二十年十一月初頭在日朝鮮人連盟総本部委員長[]氏が海軍次官に面談を求めて来た。依つて海軍省としては特に慎重な調査を重ねた結果、本事件が全くの不可抗力に依る災難であること及びその後の便乗者の救助、給養及び取扱は特に人道的考慮と手段とを尽してある点等明瞭となつたので朝鮮側との数次の会談に依り縷々その状況を説明納得せしめると共に所要資料全部の写を朝鮮側に供与し、更に海軍としては死没者に対しては再び海軍工員に還元して身分取扱ひ並びに諸給与金を支給することに決定し多額の金銭を準備して之が領収並びに配分も連盟側に委任する腹案を以て特に誠意を以つて折衝を重ねた。然るに[]氏は本件の調査連絡のためと称して帰郷し十二月下旬に至るも帰京せず彼の代理[]なる人物と交渉するも何等の進展なく準備金の受領

()
をも拒絶された儘交渉は一時停頓した。

越えて昭和二十一年三月五日に至り、氏再び来訪の上「日本側調査の浮島丸乗船朝鮮人員数（三七三五名）と連盟側が帰鮮者に就き調査した員数（六千数百又は八千数百名）とは甚だしい差異がある。従つて遭難者員数にも日、鮮両者の調査には大きな差異が生ずるものと推定せられる。就ては目下南北朝鮮交通杜絶のため連盟側調査意の如く進捗しないから朝鮮現地に於ける右調査完了まで本件の解決を猶予あり度い」旨申し入れて来た。

その後朝鮮側から何等の連絡も要求もなく今日に及んでいるのであるがその間朝鮮人連盟は日本国法を以つて解散を命ぜられたので現第二復員局残務処理部は従来交渉相手を失うに至つた。

七 遭難当時収容した遺体処理状況

浮島丸遭難当時収容した遺体は当時旧舞鶴海兵団仮埋葬地に埋葬してあつたのでこれを昭和二十五年四月五日より同月十二日の

間発掘作業を実施し一五三体分と判定する遺骨を収容火葬のうえ
その後沈没船内より発見収容された遺骨と共に舞鶴地方復員残務
處理部に安置した。

「註」遺難当時収容した遺体一七五、救助された後死亡したもの
七、計一八二の中二九体分は家族又は知人によつて遺骨が
持ち帰られ残りの一五三体が仮埋葬されたものと思われる

八、取野サルベージによる引揚

(1) 引揚作業を実施するに至つた経緯

浮島丸は昭和二十年八月二十四日舞鶴港内佐波賀沖に沈没上
部甲板構造物の一部を残して全没中であるので舞鶴東港水路中
央に当り航行船舶の障害となるのでこれが除去について従来よ
り問題となつていたところ取野サルベージが大阪商船株式会社
の依頼により本船の引揚作業を申請して昭和二十五年二月二日
附許可となつた。

(四) 浮島丸遺骨処理に関するサルベージとの協議について

昭和二十五年二月十七日附（葬復残庶第一六〇号の八）飯野産業株式会社サルベージ事業所長宛、浮島丸引揚げに際しては同船沈没当時遭難した相当数の元海軍軍属の遺体が船内に残存して居る。これ等遺体の引揚げに際しては次により実施されたい旨申し入れたのに対して全面的に当方の申出を受入れてくれた。

(一) 遺骨は全部揚収すること。

(二) 遺骨の引揚げ、取り扱い等は特に慎重丁寧にすること。

(三) 氏名の判明した遺骨は各別にすること。

(四) 揚収遺骨は葬儀地方復興課残務處理部に引渡すこと。

(五) 作業工程による拾骨の方法を次の如くすること。

(1) 中央切離し前、後部浮揚の際はその作業着手前に可及的に拾骨をなし浮揚後完全拾骨すること。

(2) 水中解体の場合は遺骨の残存していないことを認めた後

でなければ船体を爆破しないこと。

内 遺骨引揚に対する謝礼金は別に協議する。

イ 引揚作業実施経過の概要

昭和二十五年三月十三日浮島丸沈没現場に飯野造船所（現飯野重工業株式会社舞鶴造船所）の青葉丸を派遣、先ず出来得る限り遺体を収容した後船体を中央より切離し後半部は浮上のうえ昭和二十七年一月二十五日飯野造船所内雁又海岸に曳行、飯野造船所第三ドックに入渠全遺体を収容した。

ロ 引揚作業の中止と船体の現状

浮揚した後半部（機関部）について会社側が調査の結果改装のうえ船として使用不能と判明したので権利を放棄したため引揚作業を中止し、船体後半は現在雁又海岸に繋留してあり、船体前半は現在なお沈没のままである。

未収容遺体二六四のうち大部分はなお船体前半部の中にあるも

のと思われる。

「註」 浮島丸は引揚後改裝のうえ船として使用するなれば大阪商船株式会社に払下げる。もし浮揚後使用にたえずスクラップとなす場合は競争入札とする旨の契約であつた。
(船会社について調査)

丸收容遺体の状況

現在までに收容した遺骨は、取野サルベージの手で收容したものの一五三柱、仮埋葬地から発掘したものの一五三柱合計二五六柱であり詳細は別表の通りである。この中には氏名の判明のものが一柱、姓のみ判明のものが一柱あるが他は全部氏名不明である。これ等の遺骨は全部茶毘に附したうえ二五六柱は舞鶴地方復員残務處理部に二〇柱(兵の分)は横須賀地方復員残務處理部に移送中一七柱は遺族に伝達、残三柱は現在横須賀地方復員残務處理部に安置中である。

別表 収容遺骨の状況

計	受領場所		遺骨所在		遺体処埋		合 計	記 事
	年 月 日	場所	収 入	船内より揚したものの数	陸上仮埋葬地の数	より発掘のもの		
計	5	12	一〇三	二	一五三	二五	六	
27	3	4	四二	〇	〇	四二	二	船体後半部を入渠せしめ収容
26	11	6	一〇	〇	一三三	一三三	一	
"	"	12	〇	〇	三	〇	〇	
"	"	6	〇	〇	一七	一七	〇	
"	"	5	〇	〇	〇	〇	〇	
"	"	4	一六	〇	〇	一六	〇	
"	"	30	一六	〇	〇	一六	〇	
"	"	27	一	〇	〇	一	〇	
25	3	24	八	〇	〇	八	〇	
計	5	12	一〇三	二	一五三	二五	六	船体後半部を処理した海面より揚収

「註」 船内より揚収の遺体の中には軍属でないとと思われる女子二体
子供（満十四才未満のもの）四体、計六体が含まれている。